5　第一項及び第二項の規定は、法第五十四条の二十一第五項において準用する同条第三項及び法第五十四条の二十三第七項において準用する同条第六項の規定による認可（業務高度化等会社に該当する子会社としようとすることについての認可を除く。）について準用する。

6　［略］

（業務高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第六十六条の二　［略］

2　金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

［一～三　略］

四　当該申請の時において申請信用金庫連合会及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、申請信用金庫連合会若しくはその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得し、若しくは保有し、又は外国の業務高度化等会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

［五・六　略］

七　申請信用金庫連合会の業務の状況に照らし、申請信用金庫連合会若しくはその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得し、若しくは保有し又は外国の業務高度化等会社を子会社とした後も、申請信用金庫連合会の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

［八・九　略］

3　［略］

4　第一項及び第二項の規定は、法第五十四条の二十三第七項において準用する同条第六項の規定による認可（業務高度化等会社に該当する子会社としようとすることについての認可に限る。）及び同条第九項の規定による認可について準用する。

5　［略］

（専門子会社の業務等）

第七十条　［略］

2　法第五十四条の二十三第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで、第十三号及び第十六号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、第五十条第七項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第五十条第七項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一　金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為（同項第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二各号に掲げる行為を行う業務

［二・三　略］

5　第一項の規定は、法第五十四条の二十一第五項又は第五十四条の二十三第七項の規定による認可について準用する。

6　［同上］

（業務高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第六十六条の二　［同上］

2　［同上］

［一～三　同上］

四　当該申請の時において申請信用金庫連合会及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、申請信用金庫連合会若しくはその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得若しくは保有し、又は外国の業務高度化等会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

［五・六　同上］

七　申請信用金庫連合会の業務の状況に照らし、申請信用金庫連合会若しくはその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得若しくは保有し又は外国の業務高度化等会社を子会社とした後も、申請信用金庫連合会の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

［八・九　同上］

3　［同上］

4　第一項の規定は、法第五十四条の二十三第九項の規定による認可について準用する。

5　［同上］

（専門子会社の業務等）

第七十条　［同上］

2　法第五十四条の二十三第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、第五十条第七項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第五十条第七項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一　金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為並びに金融商品取引法施行令第一条の十二に規定する行為を行う業務

［二・三　同上］